持家住宅リフォーム支援金　記入マニュアル

遊佐町持家住宅リフォーム支援金に関する書類を提出する際、必ず確認していただきたい事項が記載されております。

書類提出の前に必ずご確認いただき、不備のない書類の提出にご協力ください。

◇これまでとの変更点

1）手続の流れが変わりました

これまで、交付申請書を一番初めに提出いただいておりましたが、令和5年度より、事業認定の形へ改めることとなりました。これに伴い、申請者の方よりご提出いただいておりました請求書は不要となり、実績報告書に振込先口座の記入欄を設けております。実績報告書の提出の際に、「振込先のわかる通帳の写し」と「補助金等交付申請書」が必要となりますので、代理提出を行う際は取扱いに十分な注意を払っていただきますようお願い致します。

	令和4年度まで	令和5年度から
交付申請時	・補助金等交付申請書 ・事業計画書 ・請負契約書の写し ・見積書の写し ・着工前写真 ・下請業者内訳書 ・特殊工事基準点算出表	・事業認定申請書 ・事業計画書 ・請負契約書の写し ・見積書の写し ・着工前写真 ・下請業者内訳書 ・特殊工事基準点算出表
変更申請時	・交付変更（中止）申請書 ・見積書の写し ・着工前写真	・事業変更（取下げ）承認申請書 ・見積書の写し ・着工前写真
実績報告時	・実績報告書 ・領収書の写し ・完成写真	・事業実績報告書 ・領収書の写し ・完成写真 ・補助金等交付申請書 ・振込先のわかる通帳の写し
請求時	・交付請求書 ・振込先のわかる通帳の写し	

2）附属建物の取扱いが変更になりました

令和4年度にも各事業所宛てに通知させていただいたとおり、対象となる附属建物は、物置、車庫、カーポート等居住している住宅と一体として使用する附属建物に限り、農業に用いる倉、土蔵、農作業小屋等及び事業に用いる附属建物は対象となりません。

◇記入に関しての注意事項とお願い

過去の申請で見られた注意点や町からのお願いを記載しております。必ずご確認ください。

□申請者の氏名の漢字に誤りはありませんか？

→（高橋、髙橋）や（齋藤、斎藤、斉藤、齊藤）等、正しい漢字かご確認ください。

□住所や連絡先の電話番号は申請者の正しいものですか？

→小字の誤り、電話番号誤りが見られます。ご確認ください。

□契約日は原本に記入されていますか？

□契約書の工期、事業計画書の工期は記入されていますか？

→提出日の翌日からの工期では事業認定通知は出ません。事業認定通知の日以降の日付か、提出日の10日後に工事着工日を設定してください。

□工事内容詳細、業者の種類は記入されていますか？

→空欄の場合が見受けられます。必ず記入してください。

□工事着工前の写真は全て添付していますか？

→元請け下請け含め、全て提出してください。足りない写真がある場合、その箇所は対象外となる場合があります。

□見積書は「一式」として計上していませんか？

→詳細な見積書のご提出をお願いします。

□見積書に「別紙明細のとおり」と記載している場合、明細は添付していますか？

→別紙がある場合は必ず添付してください。

□見積書の日付はきちんと記入されていますか？

→提出日より未来日、見積もり有効期間内か確認してください。

□事業変更承認申請に、着工前の写真は添付していますか？

→急に追加になった場合でも、着工前写真がなければ支援金の対象となりません。

□契約書、領収書には印紙は貼ってあり、割印がありますか？

→割印がなく、写しにハンコを押したものでは正式な書類とは言えません。確認してください。

□工事完成箇所の写真は全て添付していますか？

→下請けに出したため写真がない等は理由になりません。全ての写真の添付をお願いします。

□提出する書類に空欄はありませんか？

→不明な箇所はお問い合わせいただくか、提出の際にご確認ください。

■屋根の一部のみを葺き替える場合、コンセントの交換や窓の交換の場合、図面の提出にご協力ください。

■下水道接続の場合、汚水桝、公共桝の位置がわかる配置図の提出にご協力ください。

■着工前と工事完了が比較できるような写真の撮り方にご協力ください。

毎年利用しているからこのくらいは記入しなくても、添付しなくても
大丈夫だろうという安易な考えで不備のないようにお願いします。

記入例

あくまでも記入例となります。
町で用意している様式以外（契約書、見積書、領収書等）は、
各社の様式をご利用ください。

事業認定申請書

様式第１号（第８条関係）

令和 5 年 4 月 3 日

遊佐町長　時田　博機　殿

申請者　住　所　遊佐町遊佐字鳥海202
氏　名　遊佐 太郎
連絡先 0234 － 72 － 5883

記入していただくか、印字をお願いします。

持家住宅リフォーム支援金事業認定申請書

持家住宅リフォーム支援金事業の交付について事業認定を受けたいの
住宅リフォーム支援金交付要綱第８条の規定に基づき、別添のとおり関
認定申請します。

記

１．事 業 内 容　　持家住宅リフォーム支援金事業

２．添 付 書 類
（１）持家住宅リフォーム支援金事業計画書（様式第１号の２）
（２）リフォーム等工事の詳細な見積書
（３）リフォーム等工事の契約書の写し
（４）下請施工業者内訳書
（５）工事着工前写真（工事箇所全て）
（６）その他町長が必要と認める書類

※職員記入欄

申請者以外の方が提出した場合　氏名	
申請者又は提出者の本人確認	□個人番号カード　□運転免許証　□その他（　　）

事業計画書（表面）

様式１号の２（第８条関係）

令和 5 年 4 月 3 日

遊佐町長　時田　博機　殿

申請者　住　所　遊佐町遊佐字舞鶴202

氏　名　遊佐 太郎

連絡先 0234

工事期間は事業認定通知が出た後の日にちか提出日より 10 日後の日にちを記入ください。
提出日翌日の日にちを記入されても、事業認定通知は出ません。

持家住宅リフォーム支援金事業計画

申請書に記載の事項は事実に相違ないこと及び私を含む世帯員全員に関し、遊
れる暴力団員及び暴力団員等でないことを誓約します。

記

確認事項	☑既に下水道（または農業集落排水、合併浄化槽）を接続し 又は本工事で接続します。※該当しない場合は交付決定ができ ☐転居に伴うリフォーム工事の場合、実績報告書の提出までに当該住宅に転居します。
工事期間	令和 5 年 4 月 14 日から 令和 5 年 9 月 30 日 までの予定
工事場所	☑住所に同じ　☐住所以外（遊佐町
工事内容	☐一般工事（ブロック塀解体含む） ☐下水道等接続工事 ☑特殊工事（世帯要件該当含む） ※別表 1～6 のいずれかに該当し、合計が 10 点以 （50 万円未満の場合は 5 点） ☐耐震改修工事
工事内容詳細	二重サッシ交換、ユニットバス入替、トイレ入替、屋根瓦葺き替え工事
工事業者	【住所】遊佐町豊岡字岩山8000-3 【担当者】藤岡 一夫 【名称】藤工務（株） 【連絡先】0234 － 72 － 5678 【種類】☑本店　☐支店、営業所、出張所等　☐自営業 【会員の有無】☑遊佐町商工会　☐酒田飽海建設総合組合遊佐連合支部

工事内容詳細は記入してください。
大規模改修の場合、「住宅改修」ではなく LDK、和室、トイレ、浴室等工事箇所を記入ください。

一般工事交付対象事業費	①【工事費は万円単位】 ¥7,150,000 円	一般工事申請予定補助額	イ：①×A・B・C・D ¥950,000 円
耐震改修事業費（工事費＋設計費）	②【工事費は万円単位】 円	耐震改修申請予定補助額	ロ：②×50%（上限 1,200,000 円） 円
事業費合計	①＋② ¥7,150,0 円	申請予定補助額合計	イ＋ロ ¥950,000 円

A:一般工事及びブロック塀解体を	A：工事費×12%
B:下水道等工事優遇	B：工事費 100 万円まで×22%　＋　越える部分×12%
C:特殊工事優遇	C:特殊工事費 120 万円まで×20%＋特殊工事以外×12%
D:特殊工事＋世帯要件	D:特殊工事費 100 万円まで×30%＋特殊工事以外×12%

同意欄にもご記入ください≫

工事請負業者の種類、会員の有無は、毎回必ず記入してください。

事業計画書（裏面）

（裏）

【申請に必ず必要な書類】
□事業認定申請書
□リフォーム等工事の詳細な見積書
□リフォーム等工事の契約書の写し
□下請施行業者内訳書
□工事着工前写真（工事箇所全て）

【該当する方のみ必要な書類】
①間取りの変更や、増改築等を行う場合のみ
　□工事箇所の図面
②特殊工事を行う場合のみ
　□特殊工事基準点算出表
③世帯要件工事を行う場合のみ
　□世帯要件を満たす証明できる書類の写し
④令和４年１月１日時点で町外に居住していた場合のみ
　□町外からの移住予定者は世帯全員の納税証明書の写し
⑤耐震改修工事を行う場合のみ
　□耐震工事計画書
　□耐震診断書及び建物の建築年月日が確認できる書類
⑥ブロック塀の解体工事を行う場合のみ
　□解体する部分がわかる図面及び写真

同　意　書

令和 5 年 4 月 3 日

遊佐町長　時田　博機　殿

持家住宅リフォーム支援金事業認定申請にあたり、私を含む、世帯全員（同居者がいる場合は同居者も含む）に関し、住民登録の確認並びに町税の納付状況その他住宅整備支援事業に係る事項について、本町職員が調査することに同意いたします。

申請者氏名　遊佐 太郎

※申請者自署であること。

必ず申請者本人の自署でお願いします。
業者が代行で作成した際、印字されていることがあります。

工事請負契約書（例）

請負契約書

発　注　者　遊佐 太郎　（以下甲という。）と

請　負　者　藤工務（株）　藤岡 一夫　（以下乙という。）とは

この契約書により工事請負契約を締結する。

1．工 事 名　遊佐様宅リフォーム工事

2．工事場所　遊佐町遊佐字舞鶴地内

3．工事内容　二重サッシ交換、ユニットバス入替、トイレ入替
屋根瓦葺き替え工事

4．工　　期　着手　令和　5 年　4 月　14 日
完成　令和　5 年　9 月　30 日

5．請負代金　金　7,150,000　円
うち工事価格　金　6,500,000　円
消費税額　金　650,000　円

6．支払方法　甲は請負代金を乙に次のように支払う。
この契約成立のとき　金　　円
部分払い（第１回）　金　　円
部分払い（第２階）　金　　円
完成引渡しのとき　金　7,150,000　円

7．引渡時期　完成の日から　7　日以内

以上、この契約の証として本書２通を作成し、各自記名押印のうえ各１通を保有する。

令和 5 年　3 月　27 日

甲　住所　遊佐町遊佐字舞鶴202
氏名　遊佐 太郎　㊞

乙　住所　遊佐町豊岡字岩山8000－3
氏名　藤工務（株）　藤岡 一夫　㊞

工期の開始日は事業認定通知が出た後の日か申請日の 10 日後の日にちにしてください。

金額に誤記がないようにしてください。
コンマの位置がずれている、桁数が違う等が過去に見受けられました。

契約日が原本に記入されているか確認してください。
写しに記入したものは正式な契約書とは言えません。

双方の記名、押印がされているか確認してください。

見積書（例）

御見積書

遊佐　太郎　　様

合計金額　　¥7,150,000円

蔵工務株式会社
〒999-8355
遊佐町豊岡字岩山8000-3
TEL　0234-72-5678
FAX　0234-72-8765

見積有効期間　60日間　　受渡期間　別途、御打合せ
受渡場所　指定の通り　　取引条件　別途、御打合せ
工事名　二重サッシ交換、ユニットバス交換、トイレ交換、屋根瓦葺き替え工事

（単位：円）

名称	数量	単位	金額（円）	備考
二重サッシ交換	1	式	760,000	
ユニットバス交換	1	式	1,420,000	
トイレ交換	1	式	400,000	
屋根瓦葺き替え工事	1	式	4,000,000	
調整値引き			-80,000	
小　計			6,500,000	
消費税（税率10%）			650,000	
合　計			7,150,000	

一式と計上されている工事については、積算根拠となる明細を添付してください。

下請業者内訳書

下　請　業　者　内　訳　書

1.　元請施工業者

工　種	会　社　名 代　表　者　名	建設許可 番号(※)	住　　所	請負金額 (万円・税込)	組織加入 の有無
	藤工務(株) 藤岡　一夫		遊佐町藤崎字岩山8000-3	4,320,000	(有)・無

2.　下請施工業者

工　種	会　社　名 代　表　者　名	建設許可 番号(※)	住　　所	請負金額 (万円・税込)	組織加入 の有無
	酒田サッシ		酒田市市条999	830,000	有・(無)
	稲川システム		遊佐町稲川字下田7	2,000,000	(有)・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

請負金額の 1/2 以上が町内業者になっているか確認してください。
なっていない場合、支援金の対象となりません。

組織加入の有無にマルをつけてください

※建設許可番号は、建設業法の定めにより必要がある場合にご記入ください。
※組織加入の有無の欄には、遊佐町商工会もしくは酒田鮫海建設総合組合遊佐連合支部の会員の有無をご記入ください。

特殊工事基準点算出表（左面）

令和5年度　遠佐町　持家住宅リフォーム支援金　特殊工事基準点算出表（チェックリスト）

表	区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
別表第1	新生活様式	1-1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所	箇所	点
		1-2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
		1-3	タッチレス水栓器具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
		1-4	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
		1-5	自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所	箇所	点
		1-6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事 又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所	箇所	点
別表第2	減災部分補強	2-1	住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を 筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所	箇所	点
		2-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	1 箇所	10 点
		2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
		2-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点
		2-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点
		2-6	柱、梁又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点
別表第3	寒さ対策断熱化	3-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点
		3-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、 複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所	4 箇所	20 点
		3-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
		3-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/㎡	㎡	点
		3-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う緊[illegible] 設置する工事	10点/箇所	1 箇所	10 点
別表第4	バリアフリー化	4-1	住宅内の廊下又は[illegible]	[illegible]点/㎡	㎡	点
		4-2	勾配の緩い階段に[illegible]	[illegible]点/箇所	箇所	点
		4-3(1)	浴室の床面積を増[illegible]	[illegible]点/㎡	㎡	点
		(2)	浴室のまたぎ高さを[illegible]	[illegible]点/箇所	箇所	点
		(3)	固定式の移乗台、[illegible] 設置する工事	[illegible]点/箇所	箇所	点
		(4)	身体の洗浄を容易に[illegible]	[illegible]点/箇所	箇所	点
		4-4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/㎡	㎡	点
		(2)	便座を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
		(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
		4-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に			
		(1)	長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/㎡	㎡	点
		(2)	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
		4-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の 床の段差を解消する工事であって			
		(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入り口及び上がりかまち並びに 浴室の出入り口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/㎡	㎡	点
		(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/㎡又は 2点/箇所	㎡ 箇所	点
		4-7(1)	住宅の出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点
		(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点
		(3)イ	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点
		ロ	出入口の戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点
		ハ	戸の開閉を容易にする器具を設置する工事でイ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点
		4-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の 材質を滑りにくいものに取り替える工事	1点/㎡	㎡	点
		4-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
別表第5	克雪化	5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事			
		(1)	雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
		(2)	雪止めを設置又は取り替える工事（施工延長累計5m未満）	5点/箇所	箇所	点
			雪止めを設置又は取り替える工事（施工延長累計5m以上）	10点/箇所	箇所	点
		(3)	固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	5点/階	階分	点
		5-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事			
		(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点
		(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点
		(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
		5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
別表第6	木材産業	6-1	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1㎥	㎥	点

該当する箇所にペン書きで記入してください。
不明な場合は提出時に担当へ確認をお願いします。

合計　40　点

合計点数を記入してください。

特殊工事基準点算出表（右面）

下部の世帯要件に該当する場合は記入してください。

○申請世帯員の状況

続き柄	氏名	生年月日
本人	遊佐 太郎	昭和 32 年 4 月 24 日
妻	遊佐 花子	昭和 37 年 11 月 2 日
長男	遊佐 一太	昭和 63 年 8 月 27 日
長男の妻	遊佐 高美	平成 2 年 11 月 3 日
長男の子	遊佐 咲恵	平成 30 年 9 月 13 日
長男の子	遊佐 西次	令和 2 年 1 月 5 日
次男	遊佐 郎	平成 3 年 5 月 5 日

○世帯要件チェックリスト

世帯要件	世帯要件の内容	該当の有無
移住世帯	平成30年4月1日以降に山形県外から町内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地(岩手、宮城及び福島の各県に限る。)に居住しており、平成30年3月31日までの間に町内に住み替え、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項の規定による転入届を町内へ提出した世帯員がいる世帯をいう。	
新婚世帯	婚姻した日から5年以内である世帯をいう。	
子育て世帯	平成17年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。	○

移住世帯、子育て世帯に該当する場合は住民票謄本の写し、新婚世帯に該当する場合は戸籍の写しをご提出ください。

事業変更承認申請書

様式第３号（第９条関係）

令和 5 年 7 月 20 日

遊佐町長　時田　博機　殿

申請者　住　所　遊佐町遊佐字[illegible]202

氏　名　遊佐 太郎

連絡先　0234 － 72 － 5883

※日中連絡のつく連絡先をお願いします。

持家住宅リフォーム支援金事業変更 ~~（取下げ）~~ 承認申請書

令和 5 年 4 月 10 日付け　第 9 号で[illegible]
ついて、内容変更 ~~（取下げ）~~ したいので、下記のとおり申請します

記

変更の内容 又は 取下げの理由	使用材料数の変更による減額 脱衣室の床張り替え工事追加

添付書類

（住宅リフォーム工事内容変更時）

☑（１）　リフォーム内容変更に係る見積書

☑（２）　リフォーム内容変更に係る着工前写真

（耐震改修に係る申請内容変更時のみ）

☐（１）　耐震改修変更計画書（様式第１号

☐（２）　耐震改修変更計画平面図

☐（３）　耐震改修変更に係る見積書

※職員記入欄

申請者以外の方が提出した場合　氏名	
申請者又は提出者の本人確認	☐[illegible]

該当する方にマルをつけるか、非該当の方に線を引いてください。

空欄で提出せず、必ず変更内容を記入してください。

使用材料等による工事費の増減、工事箇所が追加になった場合は必ず見積書を添付してください。
工事箇所が追加になった場合、<u>着工前写真がないと支援金の対象とはなりません</u>ので、必ず添付してください。

事業取下げ承認申請書

様式第３号（第９条関係）

令和 5 年 9 月 25 日

遊佐町長　時田　博機　殿

申請者　住　所　遊佐町遊佐字鳥海202

氏　名　遊佐 太郎

連絡先　0234 － 72 － 5883

※日中連絡のつく連絡先をお願いします。

持家住宅リフォーム支援金事業~~変更（取下げ）~~承認申請書

該当する方にマルをつけるか、非該当の方に線を引いてください。

令和 5 年 4 月 10 日付け　第 9 号で認定のあった持家住宅リフォ…
ついて、~~内容変更（取下げ）~~したいので、下記のとおり申請します。

記

変更の内容 又は 取下げの理由	自己都合により取り下げをします。

「中止します」だけではなく、必ず取り下げの理由を必ず記入してください。
資金面等、明確にできない場合は「自己都合により取下げを希望」等を記入してください。

添付書類

（住宅リフォーム工事内容変更時）

☐（1）　リフォーム内容変更に係る見積書

☐（2）　リフォーム内容変更に係る着工前写真

（耐震改修に係る申請内容変更時のみ）

☐（1）　耐震改修変更計画書（様式第１号の３）

☐（2）　耐震改修変更計画平面図

☐（3）　耐震改修変更に係る見積書

※職員記入欄

申請者以外の方が提出した場合　氏名	
申請者又は提出者の本人確認	☐個人番号カード　☐運転免許証　☐その他（　　）

事業実績報告書

様式第５号（第１０条関係）

令和 5 年 10 月 4 日

遊佐町長　時田　博機　殿

申請者　住　所　遊佐町遊佐字舞鶴202
氏　名　遊佐 太郎
連絡先　0234 － 72 － 5883
※日中連絡のつく連絡先をお願いします。

持家住宅リフォーム支援金事業実績報告書

令和 5 年 4 月 10 日付け　第 9 号で事業認定のあった持家住宅
ついて、事業が完了したので、遊佐町持家住宅リフォーム支援金交付要綱
、関係書類を添えて届出いたします。

記

施行場所	☑申請時住所に同じ □その他（遊佐町　　）
工事期間	令和 5 年 4 月 20 日 ～ 令和 5 年 9 月 29 日まで
総工事費	7,150,000 円
交付予定額	950,000 円
添付書類	☑リフォーム等工事に要した費用に係る領収書の写し ☑リフォーム等工事の完成写真（特殊工事は、工事箇所が分かるもの） ☑規則に定める補助金等交付指令書 ☑振込先のわかる通帳の写し □転居を伴うリフォームの場合は、転居後の世帯全員の住民票の写し □その他、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類
備　考	

※補助金振込先口座

金融機関名	荘内　銀行・農協・(金庫)	支店名	舞鶴　支店
口座種別	(普通)・当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	ユザ タロウ		
口座名義人	遊佐 太郎		

※職員記入欄

申請者以外の方が提出した場合　氏名	
申請者又は提出者の本人確認	□個人番号カード　□運転免許証　□その他（　　）

提出書類に不足がないようにお願いします。
完成写真は工事箇所全て提出してください。

契約書や事業計画の工事期間ではなく、実際に工事を行った期間を記入してください。

請求書の提出が不要になったため、申請者名義の口座情報の記入をお願いします。
あわせて振込先のわかる通帳の写しの提出もお願いします。

補助金等交付申請書

様式第１号

令和 5 年 10 月 4 日

遊佐町長　時田　博機　殿

申請者住所　遊佐町遊佐字舞鶴202
氏名又は名称
代表者氏名　遊佐 太郎

補　助　金　等　交　付　申　請　書

記入していただくか、印字をお願いします。

下記の事業等につき補助金を交付されるよう、遊佐町補助金
３条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

1、事業等名称　令和５年度遊佐町持家住宅リフォーム支援金

2．事業等の目的　住宅関連産業の振興

3．事業等の年度　令和５年度

4．補助金等の申請額　金　950,000　円

事業認定通知書（変更があった場合は変更承認申請書）に記載されている金額を記入してください。
誤記の場合は訂正印等で訂正せず、改めて記入をお願いします。

写真の撮り方
（参考）

①着工前後が比較できる写真（一枚で上下等に配置）
②着工前後が比較できる写真（申請時と同じ画角で完成写真を撮影）
③特殊工事の詳細な写真（瓦の葺き替え時の新旧の瓦の重さを比較）

着工前

工事完成

No. 1

住宅改修工事

完成
東側
外部 塗装部分

北側
外部 塗装部分

北側
外部 塗装部分

No. 1

住宅改修工事

着工前
東側
外部 塗装部分

北側
外部 塗装部分

北側
外部 塗装部分

No. 2

住宅改修工事

完成

西側

外部 塗装部分

西側

外部 張替、塗装部分

屋根瓦葺き替え部分

No. 2

住宅改修工事

着工前

西側

外部 塗装部分

西側

外部 張替、塗装部分

屋根瓦葺き替え部分

既存瓦
1枚あたり3.79kg

新規瓦
1枚あたり2.81Kg